

## 競争参加停止措置の概要

- 競争参加停止措置業者名：株式会社前田組  
業者の住所：大阪府高槻市藤の里町9-2
- 競争参加停止措置期間：2022年7月25日～2022年11月24日  
(4ヵ月)

### 3. 事 実 概 要：

株式会社前田組は、令和4年5月10日付けで建設業許可部局（大阪府）より、以下の監督処分を受けた。

①高槻市発注の工事において、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハのいずれにも該当しないAを主任技術者として配置し、資格要件を満たす主任技術者を配置しなかったため、建設業法第26条第1項の規定に違反した。

また、高槻市の請負契約に係る一般競争入札において、事前に技術者名簿にAが10年以上の実務経験年月数があるとする登録を同市から受けるなど公共工事の入札及び契約手続について不正行為等を行ったとして、30日間の営業停止処分。

②令和3年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、技術職員実務経験申立書にAの虚偽の経歴を記載し、技術職員名簿に資格要件を満たさない同人を記載したとして、指示処分。

### 4. 競争参加停止措置理由：

株式会社前田組が建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分（営業停止処分及び指示処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

#### <競争参加停止要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
1～11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13～15 略	